

令和6年第3回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年3月11日（月） 午前9時30分～午前10時30分

場 所：芦北町地域活性化センター2階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	4番：塚本 壽
6番：坂口 武八	7番：寺本 真理子	8番：尾上 春樹
9番：山田 和治	10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

3番：告宮 幸一	5番：田口 昭広
----------	----------

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美	7番：毛利 貞幸
8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健	10番：福浦 昌則
11番：木川 保	12番：道崎 伸二	13番：西村 隆
14番：徳永 健次	15番：淵上 米作	

（欠席：1名）

3番：中川 光春

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第3	議案第9号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和6年第3回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、3番の〇〇委員、5番の〇〇委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、1番の〇〇委員、2番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第5号、農地法第18条第6項による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>3番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第5号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第5号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p>

所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、湯浦駅の北東側、約1kmの場所です。

現地確認ですが、申請地は休耕地であり、譲り受けたあとは柿や栗などを植栽し、適正に管理するとのことでした。

総会資料の2ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は町外に転居し、耕作管理ができないため譲受人に譲り渡す。譲受人は町外に居住しているが、町内に農地を有し、通作可能であるため申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、湯浦駅の南東側、約150mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、畑として営農されており、譲り受けたあとも引き続き野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の4ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができないため譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、自宅近くの申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、町立内野小学校の南東側、約500mの場所です。

現地確認ですが、申請地は休耕地であり、譲り受けたあとは自家消費用の野菜を栽培し、適正に管理するとのことでした。

総会資料の6ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は隣接する息子の土地・建物を譲受人に売却するの

	<p>で、併せて申請地を売却する。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を買い受け、耕作管理を行うとのことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。</p> <p>4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、上木場公民館の北東側、約150mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は水稻が栽培されており、譲り受けたあとも引き続き水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の8ページをお願いします。契約の種類は売買です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は譲受人の要望もあり、申請地を譲受人に譲り渡す。譲受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。</p> <p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、海浦阿蘇神社の北側、約350mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は野菜等が栽培されており、譲り受けたあとも引き続き野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の10ページをお願いします。契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができなくなったため後継者である譲受人に生前贈与する。譲受人は申請地を譲り受け、継続して耕作管理を行うとのことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p>

	1 番及び 2 番の案件を 2 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	1 番の案件はすでに木は伐採されており、農地は防護柵で囲ってありました。2 番は、すでに野菜等が栽培されており、適正に管理されていますのでなんら問題ないと思います。他は事務局の説明の通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明の通りです。
議長	次に 3 番の案件を 10 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	3 番の案件は、申請地が荒れていますが、引き受けてきれいに管理されるということです。4 番につきましても、事務局の説明の通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明の通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明の通りです。
議長	次に 5 番の案件を 1 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明の通りです。生前贈与ですのでなんら問題ないと思います。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 8 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番について、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に 2 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に 4 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に 5 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、公民館用地です。</p> <p>総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、上木場開拓公民館が建設されている場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、公民館が建っており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の12ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>雨水は自然透水で、給水は地区の共同水道施設を利用しており、排水は隣接する水路に排水する計画です。</p> <p>総会資料の13ページをお願いします。農地の広がり図を載せています。</p> <p>農地の広がり53haです。</p> <p>総会資料の14ページをお願いします。</p> <p>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上あるため、第1種農地に該当しますが、熊本県の取り扱い基準に、第1種農地の許可の特例として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設であれば例外として許可できるとあり、この施設に公民館が該当しますので、転用は可能です。</p> <p>●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は、上木場開拓公民館の管理人で、平成4年に公民館が建築されたが、申請地の所有者が死亡し、相続人から寄贈の申し出があった際、農地であると判明し、農地法に不案内なため転用許可を怠っていたとの始末書が添付されています。</p> <p>土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に建築済みであること、計画面積が妥当であること、周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p>

	1 番の案件を 1 0 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明の通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明の通りです。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 9 号について、質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>